

『戸籍等の請求時には本人確認の書類が必要になります。』

戸籍法の一部改正（平成20年5月1日施行）に伴い、法施行後は請求者の本人確認のための書類が必要になります。

請求にあたっては、次の様な証明書等の写しを同封してください。

	運転免許証・外国人登録証明書・住民基本台帳カード他国、地方公共団体で発行した顔写真付で現住所の記載されたもの。
	国民健康保険、健康保険他住所の記載されたもの。

\* 本人確認の書類の必要数

若しくは から1つ。

\* 請求時に有効なものに限ります。

\* 個人請求の場合、送付先は申請書に記載された現住所若しくは、申請者の戸籍の附票、住民票、外国人登録原票に記載された現住所のいずれかになります。

**申請書は次頁です。**

